

保育所待機児童解消に向けた取り組み（マッチング事業を開始！）

新宿区は、保育所の待機児童解消対策を区政の重要課題に位置付け、新宿区子ども・子育て支援事業計画に基づき、賃貸物件を活用した保育所の整備を中心に、公有地等の活用や空き保育室を活用した定期利用保育の実施、市街地再開発事業等への保育所の設置要請、既存園の定員拡大など、地域の実情に応じた保育所等を整備することで、保育所待機児童の解消を図るとともに、多様な保育ニーズに应运てきました。

平成30年度は、マッチング事業等により私立保育所7所を整備することで455名の定員を拡大します。

平成30年度 私立保育所の整備予定

賃貸物件を活用した私立保育所 6所・定員395名
民間事業者による新小川町複合施設 建設に伴う私立保育所 定員60名

7所開設
455名定員拡大

これまでの賃貸物件を活用した保育所整備事業とその課題

開設する場所も含め保育所運営事業者からの提案を受けて整備



課題 必要な地域への保育所運営事業者からの提案が少ない。

円滑な施設整備を進めるために…
物件所有者と保育所運営事業者とのマッチングを開始します！



待機児童の解消を目指します

メリット

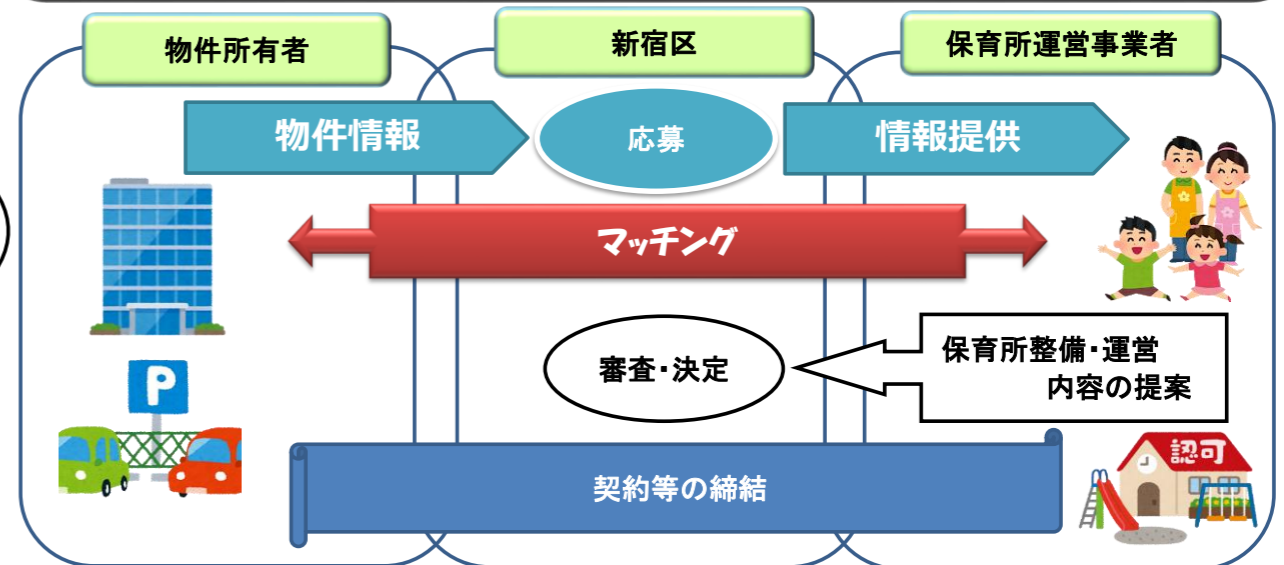
所有者 所有物件を保育所として活用したいが、どこに相談すればいいのかわからない。
⇒資産活用、地域貢献ができる

保育所運営事業者 保育所として活用できる物件が見つからない。
⇒区が物件を見つけることで、開発コストを削減できる

物件所有者と保育所運営事業者とのマッチング事業の概要

これまで、保育所運営事業者が保育所の整備が可能な物件を探して、保育所の開設・運営の提案を区に行ってきましたが、これに加えて、区内に建物・土地を所有している方に対して、保育所の整備が可能な物件の情報を募集します。

これにより、区内の物件情報を掘り起こし、地域の保育ニーズに応えた私立保育所の整備を実施することができます。応募のあった物件情報を保育所運営事業者に情報提供することで、物件所有者と保育所の開設を希望する事業者とのマッチングを行います。



募集する建物・土地の条件

- ・延床面積250㎡以上（土地の場合は、おおむね200㎡以上）
- ・保育室は、原則として建物の1階から3階までの階層の範囲内を使用
- ・敷地外への2方向避難の確保
- ・貸付期間10年以上
- ・昭和56年6月1日以降に建築確認を受けている建物（それ以前に建築確認を受けている建物でも、要件を満たす場合があります。）

※上記の他にも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

保育所運営事業者

区から、保育所の整備・運営にかかる経費に対する補助を受けられます。

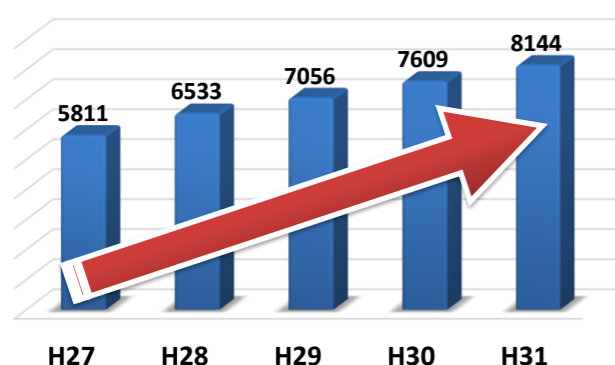
改修費等補助(備品購入費含む)、賃借料補助

所有者

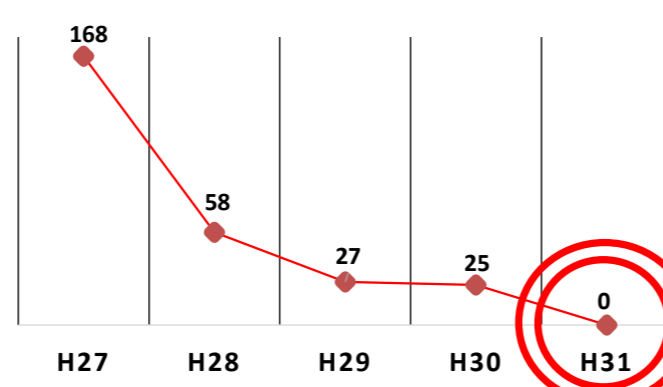
土地に対しての固定資産税や都市計画税の減免が受けられる場合があります。

減免割合:10割 減免期間:5年度分

保育施設定員の推移



待機児童数の推移



※平成31年度の定員数(予定)には、平成30年5月開設の私立保育所の定員を含みます。

【問合せ先】 子ども家庭部保育課長 加藤 電話03-5273-4505
子ども家庭部保育緊急整備等担当副参事 高橋 電話03-5273-4316